五家荘紅葉シーズン　交通規制のご案内

五家荘地域において交通混雑解消のため、下記日程で交通規制を行います。当該地域にお住まいの皆様方にはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどお願いします。

一方通行規制日は、11月14日(土)、15日(日)、22日(日)です



いずみ

泉支所だより
１１月号
令和8年11月1日発行

発　行
八代市泉支所

編　集
泉支所地域振興課
☎６７－２１１１

泉町の人口　令和8年9月末（前月末比）
【世帯数】693世帯（±0）
【人　口】1322人（-5）
女　675人（-2）
男　647人（-3）

支援物資配布のお知らせ

10月16日より配布しています

全国の皆様から寄せられた温かい善意を有効に活用するため、市内にお住まいのすべての皆様を対象に、支援物資を無償で配布します。ぜひこの機会にご活用ください。配布物資の転売は厳禁です。

◆配布対象者　　八代市内にお住まいの方
◆配布場所　　市役所本庁舎、各支所庁舎、トヨオカ地建アリーナ
◆配布予定の物資　携帯トイレ、ボディシート、クールリング、ハンディファン、マスク
（※配布する物資は在庫状況により変更します。
また在庫がなくなり次第、配布を終了しますのでご了承ください。）

【問合せ先】地域振興課総務振興係　☎６７－２１１１

目指しませんか　満点飼い主！　～ペットは適正な飼育を～

家族の一員として、特に犬や猫を飼う人が増える中、それに比例するように苦情も増えています。
無責任な飼い方は隣近所に迷惑をかけたり、トラブルの原因となります。
みんなが幸せに暮らせるように、飼い主の方は次のことを必ず守りましょう。

①しつけをしましょう！
人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣の人に迷惑をかけたりすることのないように、犬、猫のしつけや訓練を行いましょう。
②犬の放し飼いは絶対にやめましょう！
散歩をするときはもちろんですが、日頃から必ずつなぐようにしましょう。
おとなしい犬であっても、犬が嫌いな人にとっては、怖い存在であることを考えましょう。
③フンは飼い主の責任で処理しましょう！
犬、猫のフンの後始末をしない飼い主が見受けられます。散歩のときは、必ずフン処理の道具を持参し、きちんと持ち帰りましょう。

【問合せ先】地域振興課市民福祉係　☎６７－２１１３

火の始末を忘れずに！　～秋季全国火災予防運動～

１１月９日（月）～１１月１５日（日）の７日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の一層の普及を図り、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えます。暖房器具などで火を使う機会も増えますので、火災を起こさないよう、ひとりひとりが普段の生活の中から火災予防を実践していきましょう。

２０２６年度全国統一防火標語　『火の確認　いい日を支える　いい習慣』

住宅防火　いのちを守る　10のポイント



【４つの習慣】
1．寝たばこは絶対にしない、させない。
2．ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
3．コンロを使う場合は火のそばを離れない。
4．コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

【６つの対策】
1．火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロは安全装置の付いた機器を使用する。
2．火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、１０年を目安に交換する。
3．火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4．火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5．お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6．防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

災害廃棄物仮置場設置のご案内　～必ず分別してお持ち込みください～

令和８年熊本地震により、八代市で発生した災害廃棄物のみが対象です。

受入場所		受入期間	受入休止日
八代市鏡支所	鏡町内田453番地1	12月末まで	10月31日まで毎週水曜、土曜日 11月1日から毎週火曜、金曜日
八代市水処理センター西側	新港町3丁目1番地		毎週木曜日
八代市北新地グラウンド	鏡町北新地1205番地	10月31日まで	毎週月曜日

◆搬入経路は、係員の指示に従ってください。
◆廃棄物搬出のため、受入を休止することがあります。

【受入時間】　午前９時～午前１１時３０分、午後１時～午後４時

【持参するもの】
◆免許証やマイナンバーカードなどの身分証明証（身分証明証は記録させていただきます）。
◆り災証明書または被災証明書（写し可）。
◆ほかの人に運んでもらう場合（ボランティアの方を含む）、委任状（任意様式）が必要です。
委任状は搬入する台数分必要です。原本のコピーでも可。
委任状には次の３点を記入してください。
①災害ごみ発生の世帯住所　②処理を委任した人の氏名　③仮置場に来た人の住所、氏名

【受入品目】

ガラス･陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず	廃プラスチック
家具類	たたみ	布団類	小型家電	家電リサイクル4品目
金属くず	石膏ボード	スレート	サイディング	

◆家電リサイクル４品目とは：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

【問合せ先】循環社会推進課（エコエイトやつしろ）　☎３４－１９９７

市税などの納期お知らせ　※引き落とし口座の残高確認をお願いします。

令和８年１１月１０日（火）納期限のもの

◆市県民税（特別徴収）810期
◆農業集落排水使用料　9月分(8月使用分)と10月分(9月使用分)
◆浄化槽使用料　9月分(8月使用分)と10月分(9月使用分)

【問合せ先】地域振興課市民福祉係
☎６７－２１１３

令和８年１１月３０日（月）納期限のもの

◆固定資産税3期
◆国民健康保険税　8期
◆介護保険料　8期
◆後期高齢者医療保険料　5期
◆市営住宅家賃等　11月分
◆簡易水道使用料　11月分(10月使用分)